

提出された意見の概要及び意見に対する考え方 (パブリックコメント)

No.	意見の概要 (趣旨を集約したもの)	意見に対する考え方
1	<p>森林の公益的機能について、「林野庁公共事業における事前評価マニュアル」にて、評価額を算定している。このマニュアルで使われている数値は1979年、1987年の著書による。当時と現在では森林の状況及び気象状況が著しく変化している。また、当時と現在では森林整備の状況も全く異なっている。</p> <p>このような状況を鑑み、ぐんま緑の県民税を利用して、森林整備を行った場合、行わなかった場合の流出係数、貯留率などを計測検証してはどうか。</p>	<p>事業の透明性の確保の観点から評価額の算定については、客観性があり森林分野で広く活用されている「林野庁公共事業における事前評価マニュアル」を根拠に評価しています。</p> <p>いただいた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>条件不利地森林整備事業において、SDGsの観点から林地残材として現場に残すことなく、何らかの形で最大限搬出、利用できるよう検討をしてもらいたい。</p>	<p>ぐんま緑の県民税で整備すべき森林の目標面積を10,000haとしており、第Ⅱ期終了時点で全体の約3分の2の整備が完了する見込みです。</p> <p>第Ⅲ期については、ぐんま緑の県民税の目指すべき目標である「豊かな水を育み、災害に強い森林づくり」を実現するため、残りの森林を整備することに集中投資をすることが必要と考えています。</p> <p>いただいた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
3	<p>通行の支障となる道路脇の樹木の伐採を実施してもらいたい。</p>	<p>民地における道路への支障木の伐採は、緊急の場合を除き、立木の所有者の対応となります。道路の管理の範囲の支障木の伐採は、道路管理者の対応となります。</p>
4	<p>森林の中にある農道を調査・確認し、林道としても活用できるよう整備してほしい。</p>	<p>管理者が整備することが適切と考えています。</p>
5	<p>森林整備が遅れているため、ぐんま緑の県民税制度を継続し市町村提案型事業を積極的に実施してもらいたい。</p> <p>個人で年額1000円、法人の県民税均等額の8%相当額を提案します。</p>	<p>ぐんま緑の県民税制度については、継続に向けて取り組んでいます。森林整備については、ぐんま緑の県民税の目指すべき目標を達成するため、水源地域等の森林整備及び市町村提案型事業により、引き続き整備を進めていきます。</p> <p>税額(税率)については、社会・経済情勢等を踏まえ、目指すべき目標を達成するため、計画的に整備を進めるための経費をもとに算出しております。</p>
6	<p>山肌に太陽光パネルがあるのを見かけるが法律で禁止した方がよいのではないかな。</p>	<p>森林の開発については、森林法に規定される、「林地開発許可制度」により森林の機能を維持しながら秩序ある開発をおこなうよう、規制をしています。</p>
7	<p>「温室効果ガス排出量ゼロ」を宣言しているが、(二酸化炭素は)植物、木々、生物には必要である。矛盾しているのではないかな。</p>	<p>2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言2「温室効果ガス排出量ゼロ」は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「人為的な排出量」と、植林、森林管理などによる「吸収量」の合計を実質的にゼロにするというカーボンニュートラルの考え方を意味しており、植物や木々等に必要な量までを削減するものではありません。</p> <p>引き続き、二酸化炭素吸収源対策として、ぐんま緑の県民税による森林整備を進めていきます。</p>
8	<p>がけ下に住宅がある箇所の森林整備は十分注意するように市町村に指導をしてもらいたい。</p>	<p>市町村と連携し、適切な整備に努めます。</p>
9	<p>広く県民全体から徴収するならば、一般財源から出すのが当然であると思う。</p> <p>また課税期間が過ぎたら繰り返し課税期間を延長し、税を徴収するのもおかしいと思う。</p> <p>これから言っても一般の予算に組み入れるべきである。</p> <p>また、令和6年度から森林環境税の徴収が始まるが、二重に徴収することになる。このことに黙ったまま徴収するのも問題である。</p> <p>これらのことからぐんま緑の県民税の継続に反対します。</p>	<p>ぐんま緑の県民税は、既存の一般財源による事業では対応できなかった課題を解決するための施策に使うことを基本としています。</p> <p>また、令和6年度より始まる森林環境税の徴収に関して、本文「第7 今後の「ぐんま緑の県民税」のあり方」に記載がありますが、本文「はじめに」に明記するとともに、両税の目的・役割の周知を図ります。</p>